

## 調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金 交付の取り扱いと申請手続きについて

### 1 目的

- (1) 事業者における第三者評価の普及及び定着を図る。
- (2) 利用者本位の福祉の実現及び市民の福祉の向上に資する。

### 2 補助金額

- (1) 第三者評価受審に要する経費の10/10・・・認知症対応型共同生活介護

※補助対象事業が60万円を超えるときは、60万円を上限とする。

1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

- (2) 第三者評価受審に要する経費の1/2・・・認知症対応型通所介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護，訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，居宅介護支援，通所介護，地域密着型通所介護，短期入所生活介護，介護老人保健施設，経費老人ホーム（ケアハウス），都市型軽費老人ホーム，指定介護老人福祉施設

※補助対象事業が30万円を超えるときは、30万円を上限とする。

1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

### 3 留意事項

「調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱」に基づく申請により執行いたします。ホームページで御確認ください。

トップページ>健康・福祉・医療>各種申請書>介護保険の各種申請書にあります。

URLは次のとおりです。<http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1471247284306/index.html>

### 4 申請手続きの流れ（☆印：事業者，◆印：調布市）

手順	内容	備考
①	☆評価機関と評価契約を締結	
②	☆市へ「補助金交付申請書等」を提出 最終提出期限 <b>令和4年10月31日</b>	・受審費補助金交付申請書(第1号様式) ・申請予算出内訳書(別紙1) ・評価機関との契約書等の写し ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。
③	◆決定通知書の送付	補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)
④	☆変更申請書の提出(変更がある場合)	申請した事項を変更する場合は、受審費補助金変更交付申請書(第3号様式)を提出する。
⑤	☆サービス評価を受審	
⑥	☆市へ「実績報告書等」を提出 最終提出期限 <b>令和5年2月28日</b>	・受審費補助金実績報告書(第4号様式)※事業実績額は領収書の額となります。 ・福祉サービス第三者評価結果報告書(一式)の写し ・第三者評価受審費領収書の写し ・事業報告書(別紙2) ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。
⑦	◆確定通知書の送付	受審費補助金確定通知書(第5号様式)

⑧	☆請求書等を市に提出 最終提出期限 <b>令和5年3月31日</b>	・市が定めた請求書 ・委任状(債権者と口座名義が異なる場合) ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。
⑨	◆補助金交付	指定口座へ振り込みます。

※各種申請書類については、市役所ホームページからダウンロードしてください。また、「契約書作成時の注意点」もホームページからダウンロードできますので、参考にしてください。

トップページ>健康・福祉・医療>各種申請書>介護保険の各種申請書にあります。

URL は次のとおりです。 <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1471247284306/index.html>

## 5 注意事項

「補助金交付申請書等」「実績報告書等」「請求書等」が提出期限までに提出できない場合、補助金の交付はできかねますので御注意ください。

## 6 「東京都の福祉サービス第三者評価」について

とうきょう福祉ナビゲーションのホームページを御参照ください。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

## 7 問合せ先

調布市福祉健康部高齢者支援室計画係 竹下・桜庭

電話：042-481-7149 FAX：042-481-4288

E-MAIL：kourei@w2.city.chofu.tokyo.jp